

県本部各課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年
宮本会第488号					
令和3年4月14日					
宮城県警察本部長					

宮城県警察職員等の旅費支給規程運用方針の一部改正について（通達）

この度、宮城県警察職員等の旅費支給規程運用方針の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、「宮城県警察職員等の旅費支給規程運用方針の一部改正について（通達）」（令和3年3月26日付け宮本会第323号。以下「旧通達」という。）は廃止する。

記

1 改正の概要

内国旅行における航空券手配に係る料金の取扱いについて変更した。

2 適用年月日

この通達は、令和3年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、旧通達の例による。

宮城県警察職員等の旅費支給規程運用方針

1 趣旨

この運用方針は、宮城県警察職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県警察本部訓令第12号。以下「訓令」という。）の運用に当たって必要な事項を定めるものとする。

2 旅行命令の委任等（訓令第4条関係）

(1) 第1項関係

旅行命令等の権限を委任する職員の職名及びその権限の対象となる旅行者を規定したものである。

なお、権限を委任された職員が人事異動発令により交替した場合は、後任者が自動的に委任されたと解するものとし、委任の申請及び報告は必要としない。

(2) 第2項関係

「事故のためその職務を行うことができない場合」とは、次のような場合であるが、この場合における旅行命令票等への代理印の押印は、「旅行命令権者」の欄に行うこと。

ア 職指定による職にある者が欠けた場合

イ 出張、休暇、欠勤等の場合

ウ 休職又は停職を命ぜられた場合

3 旅費の計算の特例（訓令第6条第1項第2号関係）

「鉄道と並行して運行される新幹線鉄道」とは、「鉄道」が東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線である場合にあつては東海道・山陽新幹線を、I G Rいわて銀河鉄道又は青い森鉄道である場合にあつては東北新幹線を、東北本線である場合にあつては東北新幹線、上越新幹線又は北陸新幹線を、高崎線、上越線又は信越本線である場合にあつては上越新幹線又は北陸新幹線を、しなの鉄道、飯山線、I Rいしかわ鉄道、あいの風とやま鉄道、えちごトキめき鉄道又は北陸本線である場合にあつては北陸新幹線を、鹿児島本線又は肥薩おれんじ鉄道である場合にあつては九州新幹線を、津軽線、海峡線又は道南いさりび鉄道である場合にあつては北海道新幹線をそれぞれいう。

4 旅行雑費（訓令第8条の2関係）

(1) 第1項第1号関係

訓令第8条の2第1項第1号の取扱手数料は、旅行代理店に航空券の手配を依頼した場合に係る手数料（航空旅行に要する旅客運賃及び宿泊料金が一体となった旅行の手配に係る手数料を含む。）のほか、航空券の価格、手配の利便性等から合理的と認められる方法により航空券を手配する場合において、当該方法により手配するために付随的に要する経費をいう。

(2) 第2項関係

訓令第8条の2第1項第1号の取扱手数料について、旅行代理店に航空券の手配を依頼することが合理的であると所属長が認める場合は、同時期に航空会社から直接購入した場合における価格を超えない範囲内においては同条第2項の規定

による所定の協議を経たものとして取り扱う。

5 日額旅費（訓令第9条第3項関係）

「定けい港」とは、当該警備艇が通常停泊又は係留するものとして指定した港をいう。

6 日額旅費の支給方法（訓令第10条関係）

「1月」の算定は、暦日数によるものとする。

7 旅費の調整（訓令第11条関係）

本条の規定により旅費の支給を調整する場合には、必ず旅行命令票等と旅費請求書にその旨を明示すること。

(1) 第1項関係

ア 第1号関係

(ア) 職員の旅行中に職務の級が遡って変更された場合には、その現実に発令があった日の前日までに行った旅行の旅費額の増減は行わないこと。ただし、この場合において1回の旅行期間が1月以上のときは、当該旅行の旅費額の増額は発令のあった日から行うこと。

(イ) 号俸が遡って変更になった場合にも、前記(ア)に準じて取り扱うこと。

イ 第2号関係

「宿泊施設」とは、固定宿泊施設（ホテル、旅館等移動しない施設）とする。

ウ 第9号関係

「用務地に滞在」とは、用務地と用務地の最寄りの鉄道駅、波止場、飛行場又は高速バス停留所との間の移動を行わない場合をいう。

エ 第10号関係

(ア) 「別に定める地点」とは、旅行の経路に含まれる鉄道駅、波止場、飛行場及び高速バス停留所が存する地点とする。

(イ) 「2キロメートル未満」の基準は、前記(ア)に掲げる地点から目的地が存する地点までの陸路の路程により判定するものとする。

(ウ) 県外の旅行において、目的地が複数ある場合は、それぞれの目的地の最寄りとなる前記(ア)に掲げる地点（以下「最寄り駅等」という。）を起点として「2キロメートル未満」の判定を行うものとし、旅行が2日以上にわたる場合については、その日の目的地と最寄り駅等による判定に加え、前日の最終目的地とその最寄り駅等によって「2キロメートル未満」の判定を行うものとする。

(エ) 「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合」とは、次に掲げる場合の旅行とする。

a 公務上物品又は現金を所持する旅行で、徒歩による旅行が著しく困難である又は適当でない場合

b 身体の故障等により、徒歩による旅行が著しく困難である場合

c 公務上緊急を要し、徒歩による旅行では公務の円滑な遂行を図ることができない場合

d 暴風、震災、積雪、水害等により徒歩による旅行が著しく困難である場

合

e その他所属長が特に必要と認める場合

(2) 第2項関係

ア 第5号関係

「所属の管内」とは、次の表の左欄に掲げる所属等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区域をいう。

所 属 等	区 域
警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等	中央ブロックの警察署及び岩沼警察署の管轄区域
警察学校	
総務部留置管理課仙北方面護送係	古川警察署の管轄区域
交通部運転免許課に置かれた宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センター	当該所属等の所在地を管轄している警察署の管轄区域
宮城県警察高速道路交通警察隊に置かれた石巻分駐隊、気仙沼分駐隊、古川分駐隊及び川崎分駐隊	
仙台市内の警察署	仙台市内
仙台市以外の警察署	当該警察署の管轄区域

イ 第6号関係

旅行者が移転料の実費額の支給を受けようとする場合は、その実費額を証明する書類を提出しなければならない。